

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

研修受講料などの一部を助成
介護職員初任者研修等補助金

介護職員初任者研修課程または介護福祉士実務者研修を修了した人の研修受講料、教材費一部を助成します。

対次の①～⑤のすべてに該当する人

- ①市の住民基本台帳に記録されている人
- ②申請が研修を修了した日の翌日から1年以内
- ③研修修了日の翌日から3カ月以上継続して介護職員として市内の同一の介護施設などに就労し、申請時点で引き続き就労している
- ④申請日以前に納期が到来した市税を完納している
- ⑤研修の受講にあたり、国・他の地方公共団体からの経費の助成を受けていない

補助金額 研修経費の2分の1（上限5万円）

申・問申請書に必要書類を添付し、

直接、介護保険課 ☎ 983・2607

注活用を希望する場合は、あらかじめ
連絡をお願いします



▲申請書などの
詳細はこちら

情報

追加納付には手続きが必要です
国民年金付加保険料制度

定額保険料に加えて付加保険料を納めることにより、将来受け取る老齢基礎年金が上乘せされる国民年金付加保険料制度をご利用ください。

■利用できる人

- ▶国民年金第1号被保険者（免除制度利用者・国民年金基金加入者を除く）
- ▶任意加入被保険者（65歳以上の人は除く）

■付加保険料 月額 400円

※定額保険料月額 16,980円に上乘せ

※手続きをした月分から納付開始

申必要書類を直接、保険年金課または日本年金機構
三島年金事務所

※詳細は日本年金機構ホームページ

問保険年金課 ☎ 983・2606

問日本年金機構三島年金事務所

☎ 973・1166

日本年金機構▶
ホームページ



情報

6月1日から変わります
入院時の食事代負担額について

入院時の食事代負担額（食事療養標準負担額）が6月1日から次のとおり変更となります。

■国民健康保険

所得区分		1食あたりの負担額
低所得者 I (70歳以上)		110円 ※1
▶低所得者 II (70歳以上) ▶オ (70歳未満)	90日までの入院	230円 ※1
	直近の12カ月で90日を超える入院	180円 ※2
上記以外		490円 ※3

■後期高齢者医療制度

所得区分		1食あたりの負担額
低所得者 I		110円 ※1
低所得者 II	90日までの入院	230円 ※1
	直近の12カ月で90日を超える入院	180円 ※2
上記以外		490円 ※3

※1 医療機関においてオンラインで区分が確認できない場合、健康保険が発行する限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要

※2 直近の12カ月で90日を超える入院があった場合の負担額の適用を受ける場合には、別途申請が必要

※3 指定難病または小児慢性特定疾病の人の負担額は280円

注所得区分が不明な場合には問合わせてください

問保険年金課

国民健康保険について：国保係 ☎ 983・2604、後期高齢者医療制度について：高齢者医療係 ☎ 983・2710

情報

令和6年度から変わります
国民健康保険税の税率改正について



詳細はこちら

市では、平成30年度の税率改正以降、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済への影響を考慮し、国民健康保険税を据え置いてきましたが、県の示す標準保険税率との乖離（かいり）を狭めるため、令和6年度より国民健康保険税を改正します。ご理解とご協力をお願いします。

※改正後の税率で算出した令和6年度国保税納税通知書は7月中旬頃発送予定

■標準保険税率とは

納付金を納めるための理想的な保険税率で、年度ごとに都道府県が市町村に対して示すものです。この標準保険税率に合わせるために、市町村は段階的に国民健康保険税率を見直す必要があります。

■税率

		平等割	均等割	所得割
医療分	改正前	9,600円	31,800円	7.26%
	改正後	7,800円	29,400円	6.48%
	増減	△1,800円	△2,400円	△0.78%
	(標準保険税率※)	8,662円	29,956円	7.24%
支援分	改正前	-	13,800円	1.39%
	改正後	-	20,800円	2.41%
	増減	-	+7,000円	+1.02%
	(標準保険税率※)	-	20,538円	2.24%
介護分	改正前	-	16,200円	2.28%
	改正後	-	16,800円	2.64%
	増減	-	+600円	+0.36%
	(標準保険税率※)	-	14,649円	2.57%

※標準保険税率は令和5年度のもの

問課税課市民税係 ☎ 983・2626

情報

忘れずに申請してください
物価高騰対応重点支援給付金の申請期限について



詳細はこちら

基準日（令和5年12月1日）時点で市の住民基本台帳に登録されている世帯のうち住民税非課税世帯などを対象とした物価高騰対応重点支援給付金の申請期限は、下表のとおりです。

申請手続きが必要な世帯のうち、まだ書類の提出がお済みでない世帯は、期限までに忘れずに提出してください。

以下^①の世帯は、給付対象であっても案内書類が送付されません。申請書の請求が必要となりますので、市までご連絡ください。

▶令和5年1月1日から基準日までに離婚かつ別世帯となったことにより、対象世帯に該当する場合

▶修正申告などにより、対象世帯に該当する場合

問臨時給付金給付室 ☎ 957・7301

書類名	対象世帯	支給金額	書類送付日	提出期限
物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書【水色】	世帯全員が令和5年度の住民税非課税者で構成される世帯	1世帯あたり7万円	2月1日(木)	5月31日(金)
物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書(子ども加算分)【オレンジ色】	上記の対象世帯のうち、基準日時点で同一世帯に18歳以下の児童が含まれる世帯	18歳以下の児童1人あたり5万円	3月27日(水)	7月31日(水)
物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書(均等割のみ課税世帯)【きみどり色】	世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯または令和5年度の住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯	1世帯あたり10万円および18歳以下の児童1人あたり5万円	3月27日(水)	7月31日(水)